

機 構 及 び 事 務 分 掌

平 成 2 2 年 6 月

交 通 局

目 次

組 織 図 _____ 1 ~ 2

事 務 分 掌 _____ 5 ~ 13

交通局組織図（平成22年6月10日現在）

交通事業管理者

局長 池田 輝政

副局長 城 博俊

総務部長 城 博俊 副局長兼務

総務課長

斉藤 貴子

経営企画課長

鈴木 元章

監察課長

野上 光一郎

職員課長

加藤 利彦

能力開発センター長

晝間 正実

営業推進本部長 林 弘一

営業推進課長

高瀬 卓弥

事業開発担当部長 荒川 義則

沿線協働推進担当課長

金木 昭人

観光企画担当課長

保科 友康

観光企画担当課長

馬淵 勝宏

高速鉄道本部長 菅井 忠彦

営業課長

小林 弘敏

安全管理担当部長

営業課担当課長

長島 邦明

伊佐見 孝夫 技術管理部長兼務

運転課長

山内 義則

総合司令所長

山口 登

駅務管理所長

柳沢 保利

横浜管区駅長

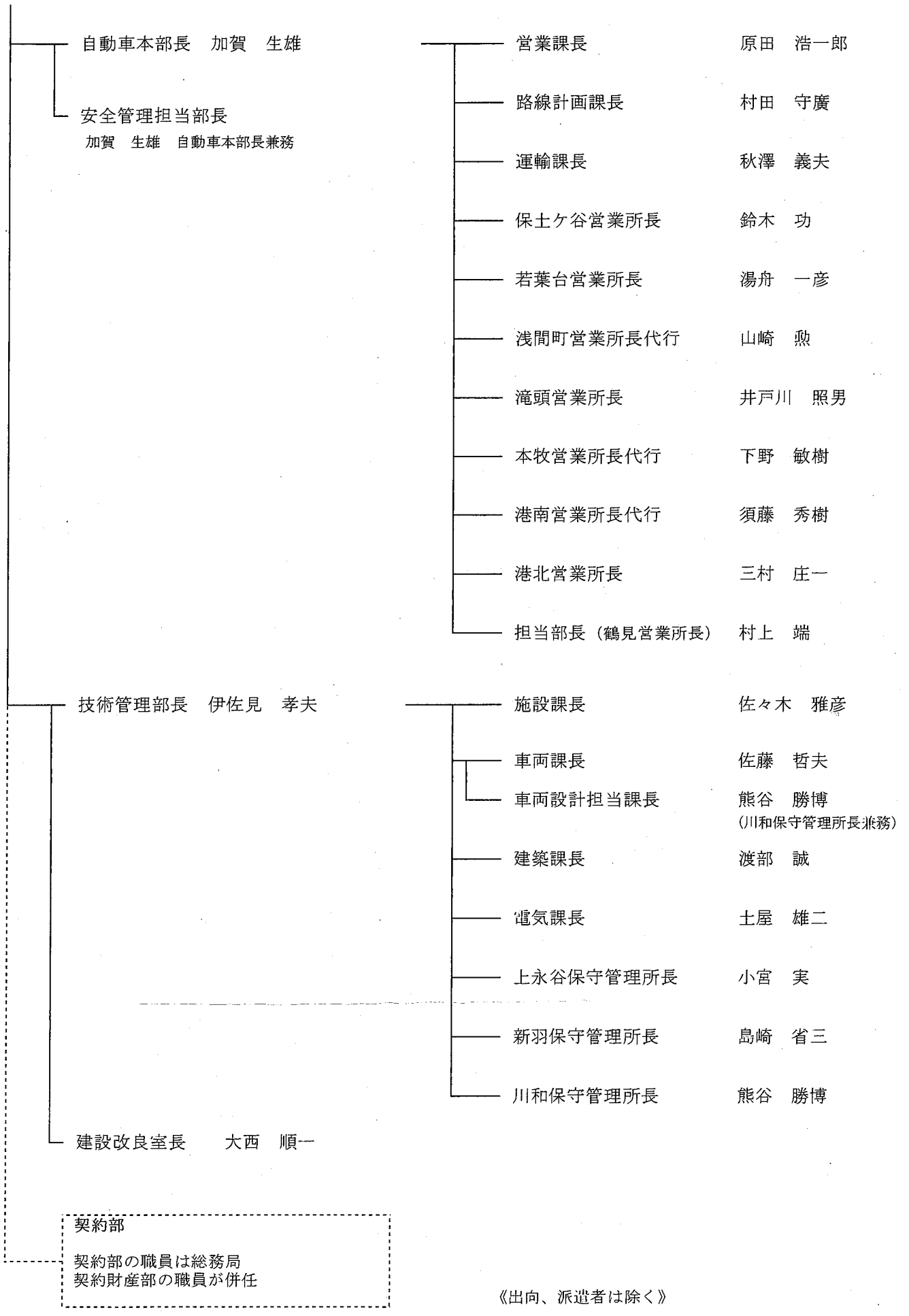
青木 茂

上永谷乗務管理所長

宿岩 恵司

川和乗務管理所

星崎 文信



《出向、派遣者は除く》

交通局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 行政文書管理に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等の総括に関する事。
- (6) 情報公開に係る連絡調整に関する事。
- (7) 危機管理に関する事。
- (8) 庁中取締りに関する事。
- (9) 無料乗車券に関する事。
- (10) 無体財産権の総合調整に関する事。
- (11) 広報の企画、総合調整及び実施に関する事。
- (12) 報道機関等との連絡調整に関する事。
- (13) お客様満足向上の総括に関する事。
- (14) 事務改善に関する事。
- (15) 電子計算機事務の調整及び推進に関する事。
- (16) 電子計算機事務に係るシステムの開発及び管理に関する事。
- (17) 職務発明に関する事。
- (18) 他の部、課の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 交通事業の経営の基本計画に関する事。
- (2) 経営改善の基本的施策に関する事。
- (3) 交通事業の経営に係る資料の収集、調査及び分析に関する事。
- (4) 運賃及び料金の上限の設定、変更に関する事（国土交通省地方運輸局長の権限に属することを除く。）。
- (5) 横浜交通開発株式会社に関する事。
- (6) 交通事業の財政計画に関する事。
- (7) 予算及び決算に関する事。
- (8) 企業債に関する事。
- (9) 補助金の総合調整に関する事。
- (10) その他経理に関する事。
- (11) 資金の調達及び運用に関する事。
- (12) 局内における会計監査に関する事。
- (13) 現金、預金及び有価証券の出納保管に関する事。

- (14) 収入及び支出の審査に関する事。
- (15) 出納取扱機関及び収納取扱機関に関する事。
- (16) 工事及び製造の請負契約に関する事（契約第一課及び契約第二課の分掌するものを除く。以下第20号まで同じ。）。
- (17) 物品の購入、修繕、製造、借入れ及び売払い並びに印刷物の製作に係る契約に関する事。
- (18) 委託契約及び労力の調達の契約に関する事。
- (19) 一般競争入札参加資格審査委員会及び指名業者選定委員会に関する事。
- (20) 不用物品の売却処分に関する事。
- (21) 物品の出納及び保管に関する事。
- (22) 資産のたな卸に関する事。
- (23) その他契約及び物品管理に関する事。

監 察 課

- (1) 事務事業の監察に関する事。
- (2) 職員の仕事、規律に関する事。
- (3) 安全管理マネジメントの総括に関する事。
- (4) 法令遵守に係る総合調整に関する事。

職 員 課

- (1) 職員の任免、宣誓、分限、賞罰その他身分に関する事。
- (2) 職員の職階、仕事、募集及び配置に関する事。
- (3) 職制に関する事。
- (4) 職員定数の認定及び管理並びに人事統計資料の作成に関する事。
- (5) 退職手当、退職年金等に関する事。
- (6) 横浜市職員共済組合及び全国健康保険協会との事務連絡に関する事。
- (7) 職員の給与その他労働条件に関する事。
- (8) 団体交渉、労働協約及び職員の苦情処理に関する事。
- (9) 労働組合に関する事。
- (10) 労務に関する調査研究に関する事。
- (11) 職員の給与の支払い及び諸控除に関する事。
- (12) 職員の安全、衛生及び健康管理に関する事。
- (13) 職員の福利厚生に関する事。
- (14) 職員の制服に関する事。
- (15) 職員の公傷病及び公務災害補償に関する事。
- (16) 職員住宅及び職員寮の運営管理に関する事。
- (17) 横浜市交通局厚生会に関する事。
- (18) 社会保険に関する事。
- (19) 適性検査に関する事（他の課等の主管に属することを除く。）。

能力開発センター

- (1) 職員の研修及び能力開発に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 職員の研修及び能力開発の計画の総合調整に関すること。
- (3) 職員の研修及び能力開発の企画及び実施に関すること。
- (4) 動力車操縦者の養成に関すること。
- (5) 運輸現業員の実地指導に関すること。
- (6) 動力車操縦者の養成に係る適性検査に関すること。
- (7) その他職員の研修及び能力開発に関すること。

営業推進本部

営業推進課

- (1) 増収対策、乗客誘致に関すること。
- (2) 乗車券の企画、宣伝及び販売促進に関すること。
- (3) 附帯事業に関すること。
- (4) 高速鉄道及び自動車の広告に関すること。
- (5) 資産の有効活用に関すること。
- (6) 高速鉄道の駅構内における営業に関すること。
- (7) 土地、建物等の取得、借入れ及びこれらに伴う補償に関すること。
- (8) 土地の調査、測量及び図面の作成等に関すること。
- (9) 土地及び建物の登記に関すること。
- (10) 土地及び建物の管理並びに処分に関すること。
- (11) 財産台帳に関すること。
- (12) 財産の損害保険に関すること。
- (13) その他公有財産に関すること。
- (14) 高速鉄道の沿線協働に関すること。
- (15) 観光バス事業の企画・販売促進に関すること。
- (16) クレジットカード事業に関すること。
- (17) その他営業活動の企画及び実施の総括に関すること。

高速鉄道本部

営業課

- (1) 高速鉄道の事業計画に関すること。
- (2) 高速鉄道の運賃及び料金に関すること（経営企画課の分掌するものを除く。）。
- (3) 高速鉄道の事業計画に係る主務官庁の許認可等に関すること。
- (4) 高速鉄道の乗車券の発売、制作及び乗車料金の精算の総括に関すること。
- (5) 定期乗車券発売所に関すること（自動車本部営業課の分掌するものを除く。）。
- (6) 高速鉄道の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関すること。

- (7) 高速鉄道の駅務機器に係る計画、保守、管理及び改修に関する事。
- (8) 高速鉄道の駅務機器の工事の施工管理、工程管理、監督及び検査に関する事。
- (9) 高速鉄道の電子計算機の利用に関する教育及び指導に関する事。
- (10) 高速鉄道の電子計算機の維持管理及び運営に関する事。
- (11) 高速鉄道の乗客サービスの向上に係る調査及び企画等に関する事。
- (12) 高速鉄道の駅施設に係る計画及び管理に関する事。
- (13) 駅務管理所の現業員の服務規律及び指導並びに教育訓練に関する事。
- (14) 駅務管理所に関する事。
- (15) 部内の他の課の主管に属しない事。

運 転 課

- (1) 高速鉄道の運転計画及び運行管理の総括に関する事。
- (2) 高速鉄道の運転計画に係る主務官庁の許認可等に関する事。
- (3) 高速鉄道の事故防止の総合対策及び無事故表彰に関する事。
- (4) 高速鉄道の事故の調査、処理、統計及び主務官庁に対する報告に関する事。
- (5) 駅務管理所、乗務管理所、総合司令所の現業員の服務規律及び指導並びに教育訓練の総括に関する事。
- (6) 高速鉄道の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関する事。
- (7) 高速鉄道の事故に係る損害賠償及び訴訟の総括に関する事。
- (8) 乗務管理所及び総合司令所に関する事。

総 合 司 令 所

- (1) 高速鉄道の運転計画の実施に係る指令に関する事。
- (2) 高速鉄道の運行管理業務に関する事。
- (3) 高速鉄道の電力運用に係る指令に関する事。
- (4) 高速鉄道の電力運用業務に関する事。
- (5) 高速鉄道の使用電力量の記録に関する事。
- (6) 高速鉄道諸設備の監視及び故障時の連絡通報に関する事。
- (7) ずい道内の入出場管理に関する事。
- (8) 異常事態発生時における緊急対応の指令に関する事。
- (9) 司令施設の防火、警備その他安全管理に関する事。
- (10) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (11) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (12) その他司令業務に関する事。

駅 務 管 理 所

- (1) 管区駅の業務の総括及び指導に関する事。
- (2) 高速鉄道の乗車券の製作及び発売の計画に関する事。
- (3) 高速鉄道の乗車料金の精算の総括に関する事。
- (4) 駅務機器の修理等日常的管理に関する事。

- (5) 高速鉄道の遺留品に関する事（管区駅の分掌するものを除く。）。
- (6) 高速鉄道の駅務関係事故に係る軽易な損害賠償に関する事。
- (7) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (8) 高速鉄道に係る乗客サービス向上の実施に関する事。
- (9) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (10) 所属員の福利厚生に関する事。
- (11) その他駅務に関する事。

横浜管区駅

- (1) 高速鉄道に係る乗客サービス向上の実施に関する事。
- (2) 高速鉄道の乗客の輸送、案内及び整理に関する事。
- (3) 高速鉄道の乗車券の発売、検査及び乗車料金の精算に関する事。
- (4) 駅構内の防火、防水、警備その他安全管理に関する事。
- (5) 駅構内の保健衛生その他管理に関する事。
- (6) 駅付属業務に関する事。
- (7) 委託業務及び駅構内営業の管理に関する事。
- (8) 駅構内の事故の現場処理及び事故報告に関する事。
- (9) 高速鉄道の遺留品に関する事。
- (10) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (11) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (12) 所属員の福利厚生に関する事。
- (13) その他駅務に関する事。

乗務管理所

- (1) 高速鉄道の運転及び乗客の輸送に関する事。
- (2) 高速鉄道内の乗客の案内及び整理に関する事。
- (3) 運転中における高速鉄道の施設、設備の管理及び乗客の安全並びに非常時の応急措置に関する事。
- (4) 高速鉄道の事故の現場処理及び事故報告に関する事。
- (5) 高速鉄道の運転関係事故に係る軽易な損害賠償に関する事。
- (6) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (7) 所属員の勤怠調査、監察及び服務規律に関する事。
- (8) 所属員の福利厚生に関する事。
- (9) その他乗務に関する事。

自動車本部

営業課

- (1) 自動車本部営業所の現業員の服務規律の総括に関する事。
- (2) 自動車本部営業所に関する事。
- (3) 自動車の定期乗車券発売所に関する事。

- (4) 自動車の交通調査、運輸統計その他資料の収集、作成、調査及び分析に関すること。
- (5) 自動車の運賃及び料金に関すること（経営企画課の分掌するものを除く。）。
- (6) 自動車の乗車券の発売、制作及び乗車料金の精算の総括に関すること。
- (7) 自動車の業務の電子計算化についての検討及びシステムの開発に関すること。
- (8) 自動車の電子計算機の利用に関する教育及び指導に関すること。
- (9) 自動車の電子計算機の維持管理及び運営に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

路線計画課

- (1) 自動車の事業計画に関すること。
- (2) 自動車の経営分析及び増収対策の総括に関すること（営業所の分掌するものに限る。）。
- (3) 自動車の運転計画の策定に関すること。
- (4) 自動車の運転計画の実施に伴う営業所との調整に関すること。
- (5) 自動車の事業計画及び運転計画の実施に伴う主務官庁の許認可等に関すること。

運輸課

- (1) 自動車の運行管理の総括に関すること。
- (2) 自動車本部営業所現業員の指導及び教育訓練の総括に関すること。
- (3) 自動車の安全運行及び乗客サービスの向上に係る調査並びに企画等の総括に関すること。
- (4) 自動車の走行環境の改善の推進に関すること。
- (5) 自動車の事故防止の総合対策に関すること。
- (6) 自動車の運転事故の統計及び主務官庁に対する報告に関すること。
- (7) 自動車の損害保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に関すること。
- (8) 貸切自動車の総括に関すること。
- (9) 自動車車両の調査、計画及び設計に関すること。
- (10) 自動車の車両製造等の工程管理、監督及び検査に関すること。
- (11) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等の総括に関すること。
- (12) 自動車車両保守の調査及び計画の総括に関すること。
- (13) 自動車車両の維持改修及び整備の総括に関すること。

営業所

- (1) 自動車の運転及び乗客の輸送に関すること。
- (2) 自動車の乗車券の発売及び乗車料金の精算に関すること。
- (3) 運輸統計、経営分析、運転計画及び増収対策に関すること。
- (4) 施設の安全管理に関すること。
- (5) 運行管理に関すること。
- (6) 操車に関すること。
- (7) 運転関係事務に関すること。

- (8) 自動車の遺失物に関する事。
- (9) 乗客の案内及び整理に関する事。
- (10) 所管路線上における運轉調整に関する事。
- (11) 燃料の取扱いに関する事。
- (12) 所属員の指導及び教育訓練に関する事。
- (13) 所属員の服務規律に関する事。
- (14) 自動車の安全運轉及び乗客サービス向上に係る調査、企画及び実施に関する事。
- (15) 福利施設及び厚生事務に関する事。
- (16) 營業所に係る予算の執行に関する事。
- (17) 自動車の乗車券の委託発売契約に関する事。
- (18) 施設の修繕に関する事。
- (19) 貸切自動車に関する事。
- (20) 運轉事故の調査、処理及び事故報告書の作成に関する事（自動車本部保土ヶ谷營業所、滝頭營業所及び港北營業所に限る。以下第 22 号まで同じ。）。
- (21) 運轉事故に係る損害賠償に関する事。
- (22) 運轉事故に係る訴訟に関する事。
- (23) 自動車車両に係る主務官庁の許認可等に関する事。
- (24) 自動車車両保守の調査及び計画に関する事。
- (25) 自動車車両の維持改修及び整備に関する事。
- (26) その他營業所に関する事。

技術管理部

施設課

- (1) 技術管理部の所管業務に係る安全管理及びコスト管理の総括に関する事。
- (2) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る事務に関する事。
- (3) 高速鉄道の土木施設及び軌道施設（以下「高速鉄道の土木施設等」という。）並びに自動車事業の土木施設に係る主務官庁の許認可等に関する事（建設改良室の分掌するものを除く。第 12 号、第 13 号について同じ。）。
- (4) 高速鉄道に係る調査、研究に関する事。
- (5) 高速鉄道に係る資料の収集及び統計並びに記録の整理、保存に関する事。
- (6) 技術管理部の所管業務に係る技術監理等に関する事。
- (7) 技術管理部の所管業務に係る技術審査等に関する事。
- (8) 高速鉄道の施設等及び自動車事業の土木施設に係る監査等に関する事。
- (9) 高速鉄道の施設等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関する事。
- (10) 高速鉄道 4 号線建設に係る土木工事に伴う沿道家屋等の損害補償に関する事。
- (11) 高速鉄道の軌道施設の改良及び改修に係る計画の策定に関する事。
- (12) 高速鉄道の土木施設等の改良、改修及び保守に係る設計、積算、工事並びに検査に関する事。

- (13) 高速鉄道の土木施設に係る設計及び工事の施工に係る協議に関する事。
- (14) 高速鉄道の土木施設に近接して施工される建築物等の協議に関する事。
- (15) 自動車事業の土木施設の改修及び保守等に関する事。
- (16) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設に係る訴訟に関する事。
- (17) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設の事故及び故障の調査並びにその対策に関する事。
- (18) 施設区に関する事。
- (19) 部内の他の課の主管に属しない事。

車 両 課

- (1) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る主務官庁の許認可等に関する事。
- (2) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る監査に関する事。
- (3) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術監理等に関する事。
- (4) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関する事。
- (5) 高速鉄道の車両の製作及び改良に関する事。
- (6) 高速鉄道の車両検修施設の建設及び改良に関する事。
- (7) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の改修並びに保守に係る計画、設計及び積算に関する事。
- (8) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る資料の収集及び統計に関する事。
- (9) 検修区に関する事。

建 築 課

- (1) 高速鉄道及び自動車事業の建築物並びに機械設備（以下「建築物等」という。）に係る主務官庁の許認可等に関する事。
- (2) 建築物等に係る監査に関する事。
- (3) 建築物等に係る技術監理等に関する事。
- (4) 建築物等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関する事。
- (5) 建築物等の建設及び改良に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理並びに監督に関する事。
- (6) 建築物の改修に係る検査に関する事。
- (7) 建築物等に係る工事の受託及び委託に関する事。
- (8) 設備区に関する事。

電 気 課

- (1) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設並びに自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設（以下「電気施設等」という。）に係る主務官庁の許認可等に関する事。
- (2) 電気施設等に係る監査に関する事。
- (3) 電気施設等に係る技術監理等に関する事。
- (4) 電気施設等に係る技術基準及び積算基準等の整備並びに指導に関する事。

- (5) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設の建設、改良並びに改修に関すること。
- (6) 高速鉄道の電気施設等の保守、管理及び工事の積算に関すること。
- (7) 電気施設等に係る工事の受託及び委託に関すること。
- (8) 受電に関すること。
- (9) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設の建設、改良、改修及び管理に関すること。
- (10) 電気区に関すること。

保守管理所

- (1) 車両基地の管理の総括に関すること。
- (2) 車両基地の防火、警備その他安全管理の総括に関すること。
- (3) 高速鉄道の土木施設、軌道施設（以下「高速鉄道の土木施設等」という。）及び自動車事業の土木施設の管理に関すること。
- (4) 高速鉄道の土木施設等の改良、改修及び保守に係る施工管理、工程管理並びに監督に関すること。
- (5) 高速鉄道の土木施設等の保守に係る検査に関すること。
- (6) 自動車事業の土木施設の事故及び障害の緊急対応に関すること。
- (7) 高速鉄道の電力施設、電路施設、信号保安施設及び通信施設（以下「高速鉄道の電気施設等」という。）の管理に関すること。
- (8) 高速鉄道の電気施設等の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (9) 高速鉄道の電気施設等の改良に係る施工管理、監督及び検査に関すること。
- (10) 高速鉄道の電気施設等の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、監督並びに検査に関すること。
- (11) 自動車事業の電力施設、電路施設及び通信施設（以下「自動車事業の電気施設等」という。）の事故及び障害の緊急対応に関すること。
- (12) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故防止に関すること。
- (13) 高速鉄道の土木施設等及び自動車事業の土木施設並びに高速鉄道の電気施設等及び自動車事業の電気施設等の事故の現場処理及び事故報告に関すること。
- (14) 高速鉄道の土木施設等及び高速鉄道の電気施設等に係る保安監査等に関すること。
- (15) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の管理に関すること（新羽保守管理所を除く。以下第 20 号まで同じ。）。
- (16) 高速鉄道の車両及び車両検修施設の防火、警備その他安全管理に関すること。
- (17) 高速鉄道の車両並びに車両検修施設の改修及び保守に係る施工管理、工程管理、監督及び検査に関すること。
- (18) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故防止に関すること。
- (19) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る事故の現場処理及び事故報告に関すること。
- (20) 高速鉄道の車両及び車両検修施設に係る保安監査等に関すること。

- (21) 高速鉄道の建築物及び機械設備（以下「高速鉄道の建築物等」という。）の管理に関する事（新羽保守管理所に限る。以下第 27 号まで同じ。）。
- (22) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物並びに機械設備の改修及び保守に係る計画、設計、積算、施工管理、工程管理及び監督に関する事。
- (23) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物並びに機械設備の建設及び改良に係る検査に関する事。
- (24) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物並びに機械設備の障害、故障等の緊急対応復旧に関する事。
- (25) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物並びに機械設備の事故防止に関する事。
- (26) 高速鉄道の建築物等及び自動車事業の建築物並びに機械設備の事故処理及び事故報告に関する事。
- (27) 高速鉄道の建築物等に係る保安監査等に関する事。
- (28) 所属員の教育訓練、安全衛生及び服務規律等の総括に関する事。

建設改良室

- (1) 高速鉄道の土木施設に係る主務官庁の許認可等に関する事（高速鉄道土木施設の改良及び相鉄・東急直通線（以下「ST線」という。）との交差接続に伴うものに限る。）。
- (2) 高速鉄道の土木施設の改良及び改修に係る計画の策定に関する事。
- (3) 高速鉄道の土木施設に係る基本的な協議に関する事。
- (4) 高速鉄道の土木施設の改良に係る設計及び工事の施行に係る協議に関する事。
- (5) 高速鉄道の土木施設の改良に係る設計、積算、工事並びに検査に関する事。
- (6) 高速鉄道の土木施設に係る工事の受託及び委託に関する事。
- (7) ST線との交差接続に伴う基本的な協議に関する事。
- (8) ST線との交差接続に伴う設計及び工事の施行に係る協議に関する事。
- (9) ST線との交差接続に伴う高速鉄道の土木施設の改良及び改修に関する事。
- (10) ST線との交差接続に伴う他の課の主管に属することとの調整に関する事。

契 約 部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事（経営企画課の分掌するものを除く。次号から第 8 号までにおいて同じ。）。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。

- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること（経営企画課の分掌するものを除く。次号から第7号までにおいて同じ。）。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。

交 通 局 事 業 概 要

平成22年6月



交 通 局

目 次

第1	市営交通事業概況	1
第2	自動車事業	
1	概況	2
2	22年度の主な取組	2
3	平成22年度予算	5
第3	高速鉄道事業	
1	概況	6
2	22年度の主な取組	7
3	平成22年度予算	9

横浜市交通局経営理念



私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組めます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

第1 市営交通事業概況

市営交通事業は、19年4月から横浜市からの任意補助金に頼らない自主自立の経営を行う改善型公営企業を目指し、「市営交通5か年経営プラン（H19～23）」を策定し、経営の健全化に取り組んでいます。

一昨年秋からの景気悪化など社会経済状況の変化によって、乗車料収入が大きく減少するなど経営を取り巻く環境は厳しい状況となっており、当分の間は、厳しい経営状況が続くものと想定しています。

こうした状況を踏まえて、安全対策の推進はもちろんのこと、より多くのお客様に市営交通を選択していただけるよう、接遇やサービスの質を高めるなどお客様の満足度を向上させるとともに、事業運営の効率化や収入に対する人件費比率の適正化をすすめ、中長期的に経営を安定させることが喫緊の課題です。

自動車事業においては、料金収入の減少など厳しい状況に対処するため、より一層増収に取り組めます。また、「市民の足を守る」という市バスの役割を果たすため、現行の127営業路線を維持することを基本とし、輸送力の調整など、経費投入を重点化します。

今後限られた収入の中で収支を均衡させ、事業の安定した運営を行うために、職員の意欲向上を含めた人事給与制度に改善するなど、新規職員の採用を視野においた経営の健全化に取り組めます。

高速鉄道事業においては、グリーンラインの輸送人員は開業以来着実に増加していますが、ブルーラインは景気の悪化等により減収傾向となっています。

22年度においても、引き続きブルーラインの収益をグリーンラインの運行経費に充当し、市営地下鉄全体の収支を均衡させていくため、より一層資産や沿線資源の活用などに取り組めます。また、ブルーラインは、開業から30年以上経過しているため、その施設・設備の安全対策を計画的に実施することが必要となっています。地下鉄事業の効率化は着実に効果をあげていますが、過剰債務処理が終了する26年度以降の事業運営に支障が生じないように、引き続き経営健全化に取り組めます。

第2 自動車事業

1 概況

市バスは、市民のみなさまに身近な交通機関として一日平均約 32 万人(21 年度実績)のお客様にご利用いただいています。

10 営業所で市バスを運行していますが、そのうち 2 営業所(磯子、緑)を、子会社(※)へ運行を委託しています。

(※)横浜交通開発㈱(交通局 100%出資の株式会社)

(1) 事業規模

22 年度の自動車事業(市バス)の事業規模は次のとおりです。

営業路線	127 路線	1 日あたり運転キロ	83,800 km
在籍車両	790 両	1 日あたり乗車人員	326,100 人
営業キロ	507.205km		

(2) 職員数

4 月 14 日現在の正規職員数は 1,218 人です。

このほか、再任用短時間勤務職員は 66 人、再雇用嘱託職員は 88 人、公募嘱託職員は 145 人です。

(3) 乗車料収入

22 年度のバス事業の乗車料収入は、景気低迷や移動手段の多様化など厳しい状況が続くものと考え、21 年度補正予算後の収入と同程度(20,089 百万円、対前年度予算では▲4.2%)の乗車料収入を見込みます。

【乗車料収入】

21 年度当初予算	21 年度補正後 現計予算	対当初予算	22 年度予算	対前年度予算
20,979,666 千円	20,121,038 千円	▲4.1%	20,089,700 千円	▲4.2%

2 22 年度の主な取組

(1) 増収対策

ア「路線経営」等の実施

現行の路線(127 営業路線)を維持するため、路線別の収支状況を基にした「路線経営」を行い、輸送力を調整します。

(黒字路線数:現在 38 路線→64 路線(3 年後を目途に全路線の 5 割)以上をめざします)

イ 急行バスの新設などサービス向上

アクセス向上・速達性の確保を図ることで通勤通学の利便性を高めるため、朝ラッシュの時間帯に急行バスを新設します。(10路線新設)

また、お客様のニーズにあわせたダイヤ改正を行うとともに、雨の日臨時便や深夜バスの拡充を行います。

ウ 貸切バスの強化

貸切専用車両(1両)を更新し、学校・企業等に対する営業などによって、収入目標を設定した増収に取り組みます。

(21年度収入見込みの10%増の131百万円を目標)

エ 観光事業の収益事業化

「横浜観光」のシンボルとして「あかいくつ」と「横濱ベイサイドライン」の定着を図り、観光事業者との連携や積極的なPRにより、観光事業を収益事業化します。(3年後の事業収益2,000万円を目標)

(2) お客様満足度の向上

ア ノンステップバスの導入

NO_x・PM法による排気ガスの規制に対応するため、計画的にバス車両を更新しています。市バスでは、どなたにも乗り降りしやすいノンステップバスを主力車両として位置付け、積極的に導入しています。本年度も一般乗合バスの更新車両79両のすべてをノンステップバスとします。(事業費 2,005,207千円)

(22年度末在籍車両数 ノンステップバス612両：一般乗合バスの77.9%)

イ 「安全運転・接客6つの言葉」の使用の徹底

営業所長が所属全乗務員の添乗指導を行うなど、乗車時の「ありがとうございます」などの「安全運転・接客6つの言葉」の使用を徹底します。また、ドライブレコーダーで収集したデータも活用し、省エネ運転とあわせて、お客様にやさしい運転を推進します。

【使用状況評価】

年度	評価	使用率
19年度	3.90	56%
20年度	4.38	63%
21年度	4.63	66%

ウ お客様対応研修の継続

19年度より実施している、乗務員を対象とした接客・接客技術に特化したスキルアップ研修を実施します。(事業費 7,000千円)

エ バス接近表示機の増設

お客様がバスの運行状況を即時に把握できるよう、22年度についてもバス接近表示機を10基増設します。(事業費 10,000千円)

(3) 環境対策・地域貢献

ア 電気式ハイブリッドバスの導入等

環境に配慮した電気式ハイブリッドバスの導入を引き続き行い、環境対策をすすめます。(事業費 302,260千円)

(電気式ハイブリッドバス:21年度末 51両 → 22年度末 61両)

イ バイオディーゼル燃料の試行

環境対策をさらに推進するため、「バイオディーゼル燃料」について、現在保有している車両(2両程度)を使用して試験運行します。

(試行するバイオ燃料:植物性食用油の廃油を予定)

ウ 「ふれあいバス」・「お買い物バス」の拡充

地域の高齢化に対応して地域のみなさまの生活を支援する「ふれあいバス」や、商店街と連携した「お買い物バス」を1路線ずつ拡大します。

(4) 安全性の向上

ア 運輸安全マネジメントの徹底

安全管理規程の趣旨を徹底するとともに、安全確実な運行を確保するため、営業所ごとに全路線の「交通安全情報マップ」を作成し事故防止に活用するなど、PDCAサイクルで安全マネジメントを充実させます。

イ 有責事故の減少に向けた取組

所轄警察署と連携した事故防止研修や特別研修、ドライブレコーダーで収集した運行記録や音声映像記録を活用した自己研修などを実施し、安全性を向上させます。

(有責事故を10万km走行あたり0.4件(122件)以内とします)

3 平成22年度自動車事業会計予算 総括表

(単位:千円)

区 分		22年度予算 A	21年度当初 予算 B	増(△)減 A-B	22年度予算の主な内容	
収益的 収入 及び 支出	営業 収益	乗車料収入	20,089,700	20,979,666	△ 889,966	○業務の予定量 1 在籍車両数 790両 2 運転キロ数(一日当たり) 83,800Km 3 輸送人員(一日当たり) 326,100人
		(うち特別乗車証)	(5,151,971)	(5,128,767)	(23,204)	
		広告料収入等	592,615	676,960	△ 84,345	
		(うち進行繰入金)	(340,000)	(330,000)	(10,000)	
	計	20,682,315	21,656,626	△ 974,311		
	営業 費用	人件費	13,512,145	14,019,369	△ 507,224	正規職員 11,572,785 嘱託職員等 1,161,973 退職手当 777,387
		(うち退職手当)	(777,387)	(1,193,481)	(△416,094)	
		経費等	4,930,634	5,328,029	△ 397,395	
		(うち子会社委託料)	(1,804,920)	(1,854,213)	(△49,293)	
	減価償却費等	2,120,964	2,057,752	63,212	車両修繕費 513,756 動力費 879,516	
	計	20,563,743	21,405,150	△ 841,407		
	営業損益		118,572	251,476	△ 132,904	
	営業外 収益	一般会計補助金	604,161	341,992	262,169	児童手当支給対象拡充補助金 43,896 地共済追加費用負担補助金 303,004 基礎年金公的負担補助金 257,261
		その他収入	358,277	298,070	60,207	
計		962,438	640,062	322,376		
営業外 費用	消費税納付額等	510,000	610,000	△ 100,000		
	支払利息等	61,471	82,031	△ 20,560		
	計	571,471	692,031	△ 120,560		
営業外差引		390,967	△ 51,969	442,936		
予備費		20,000	20,000	—		
経常収入		21,644,753	22,296,688	△ 651,935		
経常支出		21,155,214	22,117,181	△ 961,967		
経常損益		489,539	179,507	310,032		
特別損失		34,201	—	34,201		
純損益		455,338	179,507	275,831		
資本的 収入 及び 支出	収入	企業債	1,895,000	1,461,000	434,000	低公害車普及促進対策補助金 23,100 低公害バス導入補助金(ERCA) 31,956 低公害車普及促進対策補助金 23,100
		国庫補助金	55,056	72,106	△ 17,050	
		一般会計補助金	23,100	58,926	△ 35,826	
		その他収入	—	1,644	△ 1,644	
	計	1,973,156	1,593,676	379,480		
	支出	建設改良費	2,554,473	1,831,743	722,730	バス車両購入費 2,047,785 各施設整備費等 506,688
企業債償還金		1,563,189	1,872,633	△ 309,444		
計		4,117,662	3,704,376	413,286		
差引残(△)不足額		△ 2,144,506	△ 2,110,700	△ 33,806		
補てん財源等						
損益勘定留保資金等		5,618,465	5,534,377	84,088	当年度分損益勘定留保資金 2,586,302 前年度末貸金残額(見込み) 3,032,163	
一時借入金(資金不足額)		—	—	—		
年度末資金残額		3,473,959	3,423,677	50,282		

第3 高速鉄道事業

1 概況

市営地下鉄は、都市基盤を支える鉄道施設として、一日平均約 56 万人（21 年度実績）のお客様にご利用いただいています。

あざみ野から湘南台まで走るブルーライン（40.4 km）と中山から日吉まで走るグリーンライン（13.0 km）の 2 路線を運行しています。

両路線とも全駅にホームドアを設置し、ワンマン運転を実施しています。

(1) 事業規模

22 年度の高速鉄道事業（市営地下鉄）の事業規模は次のとおりです。

○ 高速鉄道事業 (ブルーライン)	在籍車両	37 編成 222 両	1 日あたり運転キロ	74,800 km
	営業キロ	40.4 km	1 日あたり乗車人員	489,200 人
(グリーンライン)	在籍車両	15 編成 60 両	1 日あたり運転キロ	15,800 km
	営業キロ	13.0 km	1 日あたり乗車人員	104,000 人

(2) 職員数

4 月 14 日現在の正規職員数は 837 人です。

このほか、再任用短時間勤務職員は 53 人、嘱託職員は 20 人です。

(3) 乗車料収入

22 年度の乗車料収入は、ブルーライン（BL）では、景気悪化等の影響等によって輸送人員の減少傾向が続くと考え、21 年度執行見込の 1.1% 減の収入を見込みました。

グリーンライン（GL）については、開業以来着実に輸送人員が増加しており、22 年度においても着実に増加すると予測しています。22 年度の収入は計画人員である 1 日あたり 10 万 4,000 人を目標として見込みました。

市営地下鉄全体では、21 年度補正予算後の収入額と同程度（37,968 百万円、対前年度予算では▲4.0%）の乗車料収入を見込みました。

【乗車料収入】

	21 年度当初予算	21 年度補正後 現計予算	対当初予算	22 年度予算	対前年度予算
BL	33,436,508 千円	32,599,048 千円	▲2.5%	32,248,641 千円	▲3.6%
GL	6,097,830 千円	5,194,252 千円	▲14.8%	5,719,564 千円	▲6.2%
合計	39,534,338 千円	37,793,300 千円	▲4.4%	37,968,205 千円	▲4.0%

2 22年度の主な取組

(1) 増収対策

ア グリーンラインの増収対策

22年4月に朝夕の混雑時の輸送力増強や、他路線との乗継の改善、平日昼間や土日の輸送力の適正化などの観点からグリーンラインのダイヤ改正を行いました。また、土日祝日の集客対策として、沿線商業施設のサービスとも連携した「ホリデーチケット」を22年4月29日より発売しています。

このほか、沿線地域の情報発信と活性化を図るために沿線会議を開催するとともに、沿線のイベントや自然の魅力を紹介する企画電車も引き続き運行します。

イ 広告営業の取組強化

広告媒体の価値を高め、魅力ある商品を提供します。また、「広告販売管理システム」を導入し媒体管理業務の効率化を図るとともに、広告代理店との連携を強化し積極的な広告の営業に取り組みます。

(駅対向壁〈電飾広告〉改修：事業費 44,752千円)

ウ 鉄道資産の有効活用

本年度は横浜駅B1コンコースにおける「駅ナカ」事業をオープンするほか、「資産管理システム」を導入し事業者にとって必要な情報を提供するなど、活用資産の「見える化」をすすめます。

(横浜駅B1改修：事業費 227,863千円)

(2) お客様満足度の向上

ア 車内・駅環境の改善

お客様が快適に地下鉄をご利用いただけるよう、きめ細かな冷暖房による車内空調の調整や、車内放送の見直しなどによる静かで快適な車内環境整備など、お客様の要望に応えた取組をすすめます。

イ 駅の接遇の向上

お客様が快適に駅をご利用できるよう、お客様への気配りやあいさつの励行、身だしなみの向上など、接遇力を向上させます。

また、交通局職員による身だしなみや応対などの「駅評価」を引き続き実施し、評価結果をお客様満足の持続的な改善につなげていきます。

(駅評価結果：20年度3.43 21年度3.61)

ウ 駅のトイレ改修

どなたにでもご利用しやすいよう、あざみ野駅、戸塚駅のトイレブース及び上大岡駅のトイレの改修などにより、全駅のトイレを洋式化します。

(22年度改修 10駅)

エ 地下鉄・バス乗換サイン改修

桜木町駅で、バスへの乗り換え情報などをより分かりやすくするため、乗り場案内や最寄りバス停の観光・施設案内などをまとめて表示するサインへ改修します。

(事業費 5,984千円)

(3) 安全対策

ア 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全を確保するため、安全管理体制の自律的、継続的改善に努め、安全性を段階的に向上させていくためのヒヤリハット情報をもとに、PDCAサイクルによる安全マネジメントを充実します。

イ ドア挟み込み対策

地下鉄運転士の列車内モニター画面の指差確認を徹底するとともに、駅職員がラッシュ時にホームでお客様の駆け込み乗車の防止を呼びかけ、ドア挟み「ゼロ」をめざします。

(ドア挟み込み事故 19年度19件、20年度7件、21年度1件)

ウ 施設・設備の安全対策、更新・改修

地下鉄ブルーラインでは、初期開業区間のトンネルや各設備の供用年数が30年以上経過しているため、中長期的な更新・改修計画を策定し、費用の平準化や施設の長寿命化を図りながら計画的な更新・改修を行います。

【ブルーラインの主な安全対策】

- ・ 蒔田駅、車両火災対策工事 < 75,000千円 >
- ・ 信号保安装置改修工事 < 134,275千円 >
- ・ 変電所機器更新 < 958,959千円 >
- ・ 3000A形YTM装置改修 < 178,290千円 >
- ・ 分岐器改良 < 152,437千円 >

安全対策に係る22年度予算計上額 約30億円

3 平成22年度高速鉄道事業会計予算 総括表

(単位:千円)

区 分		22年度予算 A	21年度当初 予算 B	増 △ 減 A-B	22年度予算の主な内容
収 益 的 取 入 及 び 支 出	営業車料収入	37,968,205	39,534,338	△ 1,566,133	○業務の予定量 1. 車両数 52編成 282両 2. 運転キロ数(一日当たり) 90,600km 3. 輸送人員(一日当たり) 572,600人
	業(うち特別東車証分)	(2,165,949)	(2,244,035)	△ 78,086	
	広告料収入	584,778	730,732	△ 145,954	
	その他収入	445,440	424,565	20,875	正規職員 7,611,178 嘱託職員等 99,614 退職手当 1,049,594
	計	38,998,423	40,689,635	△ 1,691,212	
	営業人件費	8,760,386	9,117,879	△ 357,493	
	経費等	6,622,668	6,584,941	37,727	修繕費 2,599,225 動力費 955,833 その他 3,067,610
	減価償却費等	16,621,605	16,673,512	△ 51,907	
	計	32,004,659	32,376,332	△ 371,673	
	営業損益	6,993,764	8,313,303	△ 1,319,539	特別償還元金補助金 1,898,286 特別債利子補助金 204,890 資本費負担緩和債利子補助金 1,490,817 高資本費対策利子補助金 1,200,000 特別分企業債利子補助金 526,355 基礎年金公的負担補助金等 229,852 建設改良費充当企業債利息 7,872,717 資本費平準化債利息 253,677 資本費負担緩和債利息 3,062,515 特別債利息 250,823 企業債取扱諸費等 82,354 建設改良費充当企業債 4,309,000 資本費平準化債 5,362,000 特別債 773,000 政府系資金繰上償還借換債 0 建設改良に係る出資金 1,062,000 経営健全化出資金 2,140,000 建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226
	営業外収入	6,285,290	6,571,962	△ 286,672	
	支払利息等	11,522,086	13,073,029	△ 1,550,943	
	その他支出	109,831	14,122	95,709	建設改良費充当企業債利息 7,872,717 資本費平準化債利息 253,677 資本費負担緩和債利息 3,062,515 特別債利息 250,823 企業債取扱諸費等 82,354 建設改良費充当企業債 4,309,000 資本費平準化債 5,362,000 特別債 773,000 政府系資金繰上償還借換債 0 建設改良に係る出資金 1,062,000 経営健全化出資金 2,140,000 建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226
	消費税納付金	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	
	計	12,931,917	14,587,151	△ 1,655,234	
営業外差引	△ 6,646,627	△ 8,015,189	1,368,562	特別債 773,000 政府系資金繰上償還借換債 0 建設改良に係る出資金 1,062,000 経営健全化出資金 2,140,000 建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
予備費	30,000	30,000	0		
経常収入	45,283,713	47,261,597	△ 1,977,884		
経常支出	44,966,576	46,993,483	△ 2,026,907	建設改良費充当企業債 4,309,000 資本費平準化債 5,362,000 特別債 773,000 政府系資金繰上償還借換債 0 建設改良に係る出資金 1,062,000 経営健全化出資金 2,140,000 建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
経常損益	317,137	268,114	49,023		
特別損失	89,850	0	89,850		
純損益	227,287	268,114	△ 40,827	特別債 773,000 政府系資金繰上償還借換債 0 建設改良に係る出資金 1,062,000 経営健全化出資金 2,140,000 建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
企業債	10,444,000	36,446,000	△ 26,002,000		
一般会計出資金	3,202,000	2,711,000	491,000		
一般会計補助金	4,504,367	5,406,973	△ 902,606	建設改良費に係る補助金 12,600 特別分企業債元金償還補助金 525,674 高資本費対策元金補助金 3,966,093 受託工事収入 42,000 その他収入 0 建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
その他収入	42,000	167,656	△ 125,656		
計	18,192,367	44,731,629	△ 26,539,262		
建設改良費	609,035	1,498,933	△ 889,898	建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
改良費等	5,009,694	5,351,719	△ 342,025		
小計	5,618,729	6,850,652	△ 1,231,923		
企業債償還金	28,961,386	54,346,687	△ 25,385,301	建設改良費充当企業債 21,568,874 特別債 1,898,286 資本費負担緩和債 5,494,226	
計	34,580,115	61,197,339	△ 26,617,224		
差引残(△)不足額	△ 16,387,748	△ 16,465,710	77,962		
補てん財源等					政府系資金繰上償還 0 当年度分損益勘定留保資金 16,883,873 前年度末資金不足額(見込) △ 3,547,356 資本費負担緩和債 321,000
損益勘定留保資金等	13,657,517	13,104,951	552,566		
一時借入金(資金不足額)	2,730,231	3,360,759	△ 630,528		



平成22年度 交通局 運営方針



《基本目標》

「だれもが安心して、ご利用いただける
市バス・地下鉄をめざします。」

～ 目標達成に向けた施策・運営 ～

⇒具体的な指標等は裏面参照



お客様に選択していただける市バス・地下鉄をめざして、次の取組を進めます。

1. 「質の高い」サービスの提供

- 市バス・地下鉄に「また乗ってみたい」と思われるように、お客様が「安心」して「気持ちよく」ご利用いただけるサービスの向上に取り組みます。
- 接遇の向上、車内アナウンスの充実、車内環境の向上など、お客様の目線に立ってサービスの質を磨き上げます。

【具体的な取組：「安全運転・接遇6つの言葉の徹底」「バス乗務員・駅員の接遇向上」

「駅の美化・設備改修」「急行バスの増設」など】

2. 公営交通としての役割の発揮

- 市民のみなさまの通勤・通学・生活を支える現行の交通ネットワーク（バス路線 127 路線等）を守ります。また、地域のニーズに合わせた「ふれあいバス」や「お買い物バス」を拡大するなど、地域に密着したネットワークを充実します。
- 環境対策や安全対策について、積極的に取り組み、公営企業としての先導的な役割を果たしていきます。

【具体的な取組：「ふれあいバス・お買い物バスの拡大」「ノンステップ・電気式ハイブリッドバスの導入」

「燃費向上」「GL ホリデーチケット」「地下鉄設備の安全対策」など】

3. 経営基盤の確立

- 料金収入が減少傾向にありますが、横浜市一般会計からの任意補助金（税金）を受けない経営体質とし、料金収入などで収支が均衡できる「自主自立の経営」を実現します。その中で、職員の資質向上や営業収入に対する人件費比率の適正な水準の確保によって、持続可能な企業体としての経営基盤を確立します。

【具体的な取組：「経常損益の黒字達成」「明確な収入目標の設定」「事務事業の見直し（棚卸し）」

「安全・接遇研修の実施」「沿線資源の活用」など】

～ 目標達成に向けた姿勢 ～

職員一人ひとりが、「局の目標、経営に対する危機感」を共有し、最前線の職場を重視します。

1. 職場の意欲を高めることが出来るよう責任職のマネジメント力を発揮します。

責任職は、局の現状を深く認識し、自分自身の言葉で職員に語りかけ、指示すべきは指示を徹底し、職員の相談など支援の充実に取り組みます。

2. お客様との接点である最前線の職場を支援します。

バス乗務員や駅員など、お客様との接点である職場と本庁とのコミュニケーションを大切にして情報を共有し、改善に繋げるなど最前線を支援します。

～目標達成に向けた主な取組と指標～



主な取組と指標 1 「質の高い」サービスの提供

【主な取組】	【指標】
【バス事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● 「安全運転・接客6つの言葉」の使用徹底 ● 有責事故の減少 ● 急行バスの増設などサービス向上 	⇒ 使用率 90%以上 ⇒ 0.4 件/走行 10 万キロ 以内 (122 件以内) ⇒ 新たに 10 路線の急行バスを新設
【地下鉄事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● 駅職員の接客向上、美化対策 ● ドア挟み事故ゼロの達成 ● 駅施設 (トイレ等) の改修 ● 快適な車内空調 (冷暖房) 	⇒ 駅評価目標 4 点以上 (満点 5 点) ⇒ ドア挟み事故 0 件 ⇒ あざみ野・戸塚など全駅の洋式化完了 ⇒ お客様からの苦情 0 件

主な取組と指標 2 公営企業としての役割の発揮

【主な取組】	【指標】
【バス事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● 「ふれあいバス」・「お買い物バス」の拡大 ● ノンステップバス導入 ● 電気式ハイブリッドバスの導入 ● 燃費の向上 (エコドライブ) ● バイオディーゼル燃料バスの試験運行 	⇒ 1 路線ずつ拡大 ⇒ 79 両導入、累計 612 両 ⇒ 10 両導入、累計 61 両 ⇒ 燃費 2.60 km/lit 以上 ⇒ 実施
【地下鉄事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● 「エコ・得」グリーンラインホリデーチケットの試行 ● 安全対策工事の確実な執行 	⇒ 土休日一日当たり利用者 2,000 人増 ⇒ 上半期での契約執行率 75% (事業量ベース)

主な取組と指標 3 経営基盤の確立

【主な取組】	【指標】
【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ● 乗車料収入の確保 ● 経常損益の黒字達成 ● 表彰制度の拡充 ● 業績手当の導入 	⇒ バス 200 億円、地下鉄 380 億円 ⇒ バス 4.9 億円、地下鉄 3.2 億円の黒字 ⇒ 実施 ⇒ 導入
【バス事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● 貸切バスの強化 ● 「路線経営」の実施 	⇒ 収入額 131 百万円 (対前年度+10%増) ⇒ 22 路線の運行効率化
【地下鉄事業】 <ul style="list-style-type: none"> ● グリーンライン乗車人員の確保 ● 沿線資源の活用 — 沿線会議 — 	⇒ 一日当たり乗車人員 104,000 人 ⇒ 沿線地域の情報発信